

厚生委員会議案説明資料

令和8年3月12日

件名	頁
1 第19号議案 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例	2
2 第20号議案 足立区介護保険条例の一部を改正する条例	5
3 第21号議案 債権の放棄について（生活保護費返還金債権）	12

(福祉部)

第19号議案説明資料

令和8年3月12日

件名	足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	<p>1 概要</p> <p>令和6年1月1日施行の認知症基本法を踏まえ、区の理念の共有や認知症施策の総合的かつ計画的な推進、共生社会の実現のため、条例を制定する。</p> <p>2 制定内容（詳細は、別紙1のとおり）</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>区、区民及び事業者は、認知症の人及びその家族等の意見を聴き、以下の事項を基本理念として認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組を行う。</p> <p>ア 認知症の人の意思の尊重及び社会参加の機会の確保</p> <p>イ 区民及び事業者の認知症に関する知識の習得や理解の促進</p> <p>ウ 認知症の人が日常生活または社会生活を営む上で障壁となるものの除去</p> <p>エ 認知症の人の考えを尊重した良質かつ適切な医療・福祉サービスの提供</p> <p>オ 教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他各関連分野における総合的な取組</p> <p>(2) 認知症の人やその家族等に対する区の責務</p> <p>ア 認知症や認知症の人に関する学びの機会の提供及び理解を深めるための施策の実施</p> <p>イ 意思決定に係る支援及び権利利益の保護のための施策の実施</p> <p>ウ 支援に係る人材の育成及び資質向上を図るための施策の実施</p> <p>エ 社会参加につながるための取組及び環境整備に関する施策の実施</p> <p>オ 認知症の人が意見を発信し、社会に貢献する機会確保のための施策の実施</p> <p>カ 必要な情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>キ 予防に関する啓発及び知識の普及、並びに認知症の取組に関する活動の支援</p> <p>ク その他認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすために必要な施策の実施</p> <p>(3) 区民の役割</p> <p>誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症の人及びその家族等が安心して暮らせるよう、知識や関心を持ち理解を深めるよう努める。</p> <p>(4) 事業者の役割</p> <p>認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう配慮し、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>4 今後の方針</p> <p>「認知症施策推進計画」を令和8年度中に策定予定の「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」と合わせて策定する。</p>

足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例

令和 8 年●月●日条例第●号

足立区は、認知症や認知症である者（以下「認知症の人」という。）を正しく理解し、認知症とともに区民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する様々な施策（以下「認知症施策」という。）を展開してきました。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）の制定を踏まえ、足立区では認知症施策をさらに推進し、認知症の有無にかかわらず、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、支え合うことで、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた区民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 認知症 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 2 条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 3 6 7 号）で定める状態をいう。
- （2） 家族等 家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- （3） 区民 区内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4） 事業者 区内において、事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 区、区民及び事業者は、認知症の人及びその家族等の意見を聴き、次に掲げる事項を基本理念として認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組を行うものとする。

- （1） 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その意思が尊重され、日常生活及び社会生活の中で意見を表明するとともに、社会に参加する機会を確保することで、住み慣れた区に自分らしく暮らすことができること。
- （2） 区民及び事業者が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることで、認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができること。
- （3） 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができること。
- （4） 認知症の人の考えを十分に尊重しながら、良質かつ適切な医療・福祉サービスを途切れることなく受けられるよう必要な体制を整えること。
- （5） 教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組として行

われること。

(区の責務)

第4条 区は、区民及び事業者と行政各部所管が横断的に連携し、及び協働しながら、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、継続的かつ発展的に推進しなければならない。

- (1) 区民及び事業者に対し、認知症や認知症の人に関する学びの機会を積極的に提供し、地域全体で認知症の人への理解を深めるための施策
- (2) 認知症の人及びその家族等の意思決定に係る支援及び権利利益の保護のための施策
- (3) 認知症の人及びその家族等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策
- (4) 認知症の人及びその家族等を地域の連携及び協働によって支え合い、認知症の人の社会参加につながるための取組及び環境整備に関する施策
- (5) 認知症の人が地域の一員として、自らの経験や知見を活かし、意見を発信し、又は社会に貢献する機会を確保するための施策
- (6) 認知症の人及びその家族等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析及び提供
- (7) 認知症の予防に関する啓発及び知識の普及並びに認知症の取組に関する活動の支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人及びその家族等が地域で安心して暮らすために必要な施策

(区民の役割)

第5条 区民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症の人及びその家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する知識や関心を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人に対し、その状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 区内において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう配慮し、及び情報を提供するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第20号議案説明資料

令和8年3月12日

件名	足立区介護保険条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>1 概要</p> <p>令和7年12月17日に介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和8年度介護保険料の算定に関する特例を規定するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正に伴う影響</p> <p>令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行から10万円引き上げられること等により区民の税負担が軽減される。</p> <p>しかし、<u>令和8年度介護保険料については、介護保険法施行令の改正に伴い、税制改正前の基準により保険料を算定することとなるため、税制改正による保険料の変更は生じない（税とは異なり、保険料は軽減されない）。</u></p> <p><u>※ 一部の方は、特例減免による保険料の軽減あり。</u></p> <p>(2) 令和8年度保険料の算定</p> <p><u>令和7年中の給与収入金額が55万円以上190万円未満である被保険者本人及びその同世帯の方については、保険料の算定基準を次のとおりに取扱う。</u></p> <p>① 合計所得金額の判定について</p> <p><u>税制改正による合計所得金額の引下げ額（給与所得控除額の引上げ額）を加算した金額とする。</u></p> <p>② 住民税の課税・非課税の判定について</p> <p><u>税制改正による合計所得金額の引下げ額（給与所得控除額の引上げ額）の影響により、令和8年度に住民税非課税となった方は、住民税課税者とみなす。</u></p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>5 今後の方針</p> <p>本改正は、介護だより等を通じ、区民への周知を図っていく。 また、対応に不備のないようシステム等の準備を進める。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区介護保険条例</p> <p>本 則 第1条～第27条 (略) 付 則 第1条～第10条 (略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例) 第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得</u>又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額の合計から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>第2～3項 (略)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p>○足立区介護保険条例</p> <p>本 則 第1条～第27条 (略) 付 則 第1条～第10条 (略)</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例) 第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。)</u>又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額の合計から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>第2～3項 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> 第12条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において足立区に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において足立区に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により足立区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。</u></p> <p><u>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p>「<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。</u></p> <p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p>

改正前	改正後
	<p><u>いい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての</u></p>
	<p><u>第12条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。</u></p>
	<p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において足立区に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において足立区に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により足立区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p>
	<p><u>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満で</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>あり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>（3） 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号。以下「区税条例」という。）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い区税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い区税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第12条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>付 則 (令和8年3月**日条例第**号)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

第 2 1 号議案説明資料

令和 8 年 3 月 1 2 日

件 名	債権の放棄について（生活保護費返還金債権）
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 西部福祉課
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権 種類 生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金 徴収決定額 1, 4 0 3, 7 1 9 円 徴収決定日 平成 2 5 年 3 月 1 2 日 徴収対象期間 平成 2 3 年 1 月 1 日から平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日まで</p> <p>(2) 債務者 足立区加賀在住者</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 2 7 5, 0 0 0 円</p> <p>2 経過 別紙 3（「債権放棄」経過について）参照</p> <p>3 債権放棄の理由 債務者が傷病により就労が困難となり、抱えていた負債が返済できず、債務超過となったため、裁判所に対して破産申し立てを行い、非強制徴収債権について免責許可の決定を受けた。これに伴い、「足立区債権等処理判定委員会」に付議したところ、債権放棄が妥当との答申を得た。そのため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号に基づき、議決事件として債権を放棄するものである。</p> <p>4 今後の方針 生活保護費返還金については、迅速に納付指導を行い、一括納付に努めていく。また、滞納世帯には、定期的に電話や訪問、文書による催告を実施し、収納又は分納手続きの促進・強化を図っていく。さらに、債務者に経済的余裕がない場合には、徴収停止や債権放棄等、処理方針に従い、引き続き適切な回収業務に努めていく。</p>

生活保護費返還金 「債権放棄」経過について

1 放棄事由

(1) 債務者の自己破産

債務者は、令和2年頃から傷病により就労が困難となり、収入が途絶え、抱えていた負債（合計150万円）が返済できず債務超過となった。そのため、令和3年4月、東京地方裁判所に対して破産申し立てを行い、破産手続きが開始され同年6月、免責許可が決定された。これにより、本債権は、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第2号（※）の放棄することができる規定に該当するものである。

※ 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき（当該債権について保証人の保証があるときを除く。）

(2) 足立区債権等処理判定委員会の答申

上記（1）を受け足立福祉事務所は、令和7年9月、「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、債権放棄が妥当との答申を得た。

(3) 債権放棄が可能な非強制徴収債権

生活保護法第78条は、平成25年12月の法改正（施行日平成26年7月1日）以降、強制徴収債権と位置付けられたが、施行日以前に支弁された保護費については非強制徴収債権と位置付けられている。本債権は、施行日以前に支弁された保護費の徴収金であることから、非強制徴収債権として議会の議決を経て放棄が可能である。

2 生活保護受給期間

- ① 平成8年7月31日～平成15年1月5日
- ② 平成16年8月23日～平成25年5月31日
- ③ 令和2年9月23日～現在受給中

※ ①②及び②③の間の期間は保護廃止のため受給なし。

3 保護開始理由

世帯主の傷病により最低生活維持困難なため。

4 徴収金発生理由

平成24年度の課税点検調査において判明した、世帯員である未成年の長女の就労収入の未申告により、保護費を不正に受給したため。

（不正受給期間：平成23年1月1日～平成24年10月31日）

5 徴収決定額及び返納済額、放棄する債権の額等

- 【①徴収決定額】 1, 403, 719円（平成25年3月12日決定）
- 【②返納済額】 128, 719円
- 【③放棄する債権額】 1, 275, 000円（③＝①－②）

6 催告書送付履歴及び納付履歴

催告書送付日		返納額
平成25年度	※	30,000円
平成26年度	※	10,000円
平成27年度	※	40,000円
平成28年度	9月26日、3月27日	
平成29年度	9月25日、3月26日	
平成30年度	9月26日、2月13日	
令和元年度	9月26日、2月25日	
令和2年度	11月2日、2月25日	13,719円
令和3年度	8月26日、2月25日	
令和4年度	8月26日、2月24日	
令和5年度	8月25日、2月22日	
令和6年度	8月23日	35,000円
令和7年度		
合計	17回	128,719円

※ 記録なし（システム移行により発行記録が引き継がれていないため）

7 福祉課の対応、指導内容等

分割納入誓約書の提出を受け分納を承認。納付書により納付を指導した。
令和2年7月21日及び令和5年12月23日に債務承認書を受理している。

8 債務世帯の経過と区の主な対応

時期	対応内容	徴収金納付状況
平成8年7月31日	母子世帯。配偶者失踪により生活が困窮したため <u>生活保護受給を開始</u> 。	
平成15年1月5日	婚姻により <u>生活保護を辞退し廃止</u> 。	
平成16年8月23日	離婚後の生活困窮により <u>生活保護受給を再開</u> 。	
平成25年2月13日	平成24年度の課税点検調査において判明した、長女(未成年)の就労収入について診断会議を実施。 <u>診断会議の結果、世帯主である債務者(母)に生活保護法第78条の適用を決定した</u> 。	
平成25年3月12日	<u>生活保護法第78条に基づき1,403,719円の徴収を決定し、債務者に通知</u> 。	
平成25年5月31日	辞退により <u>生活保護受給を廃止</u> 。	
平成25年6月5日	一回目の収納開始。	H25.6.5～H27.8.4 (8回)計80,000円納付

令和 2年 9月 23日	単身世帯。債務者の傷病により就労が困難となり、再び生活に困窮したため <u>生活保護受給を再開</u> 。	
令和 2年 10月 6日	徴収金について納付相談を実施。	R2. 10. 6～R2. 12. 3 (3回)計 13,719 円納付
令和 3年 4月 5日	東京地方裁判所において、債務者に対する破産手続きを開始。	
令和 3年 6月 16日	債務者に対し <u>免責許可が決定</u> 。	
令和 6年 4月 3日	都営住宅使用料滞納 (44,000 円) が解消され徴収金の自主納付を再開。	R6. 4. 3～R7. 1. 30 (7回)計 35,000 円納付
令和 6年 10月 11日	厚生委員会の債権放棄の議案 (生業資金貸付金債権) 審議の中で、 <u>委員より「免責された自主納付案件について早期処理を検討すべき」との意見を受けた</u> 。	
令和 7年 1月 14日	厚生委員会における意見を受け、生活支援推進課で検討し本件については <u>不納欠損相当であると判断</u> した。	
令和 7年 9月 8日	「足立区債権等処理判定委員会」において <u>債権放棄が妥当との答申</u> 。	